

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

平成 31 年 3 月 29 日 条例第 34 号
最終改正：令和 2 年 3 月 31 日 条例第 49 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。